

募集届出書記載例

様式第1（第3条第1項関係）

募 集 届 出 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

経済産業大臣 殿

名称	株式会社経産カントリーゴルフ倶楽部
代表者の氏名	代表取締役 経 産 太 郎
住 所	〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
電話番号	(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第3条第1項の規定により、
下記のとおり届け出ます。

記

I. 会員制事業者に関する事項

1. 会員制事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

		金 額
必要な資金の額		3,330百万円
調 達 方 法	自己資金	370百万円
	預託金	1,800百万円
	借入金	500百万円
	その他	660百万円
	合計	3,330百万円

注1. 「その他」の金額は、入会登録料及び消費税です。

注2. 当社では預託金を入会保証金と称しておりますが、本届出書においては「預託金」に統一しております。

・本届出に係る会員契約に係る施設を提供する事業について記載すること。

・指定役務に係る施設以外の施設を一体の会員契約として役務提供する場合においては、その全体についての必要な資金の額について記載することができる。

・届出時以後必要となる資金の額とそれ以前に必要とされた資金の額を分けることができるのであれば、届出時以後必要となる資金の額についてのみ記載することができる。(通達(※))
2. (5)①
(※)「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律の施行について(通達)」(以下同じ)

・その他の調達方法により調達する場合には、その内容を注記すること。

2. 指定役務に係る施設を所有権以外の権原に基づいて占有する場合にあっては、当該権原の内容

	権利関係の内容	権利の存続期間
土地に係る権利	借地権 貸主 文部カントリー株式会社 (代表取締役 文部 一郎) 物件 ○○県○○市○○町○○番 地積 132,400 m ² (公簿)	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日 契約の期間 1年ごと自動更新
	賃借権 貸主 経産 太郎 他5名 物件 ○○県○○市○○町○○番 地積 19,887 m ² (公簿)	令和5年9月1日～ 令和20年8月31日 契約の期間 15年間
その他の権利	賃借権 貸主 文部カントリー株式会社 (代表取締役 文部 一郎) 物件 スタートハウス 1棟 茶 店 2棟 避難小屋 9棟	契約日 平成10年4月1日 契約の期間 会社が定める

注. 当社は、平成10年4月1日に文部カントリー株式会社と賃貸借契約を締結し、当ゴルフ場に係る会員募集およびゴルフ場運営に関する権原を取得しました。

・「権利関係の内容」は、賃借権、借地権、施設利用権等が想定される。特に施設利用権については、事業者と施設の所有者との権利関係が明確になるようにその権原に係る契約の実態に合わせて記載すること。(通達2.(5)②)

・「権利関係の内容」には、当該占有施設の所有者の名前及び規模(当該占有施設が土地である場合には、その面積)についても併せて記載すること。

・「権利の存続期間」は、始期と終期が分かるように記載すること。(通達2.(5)②)

・当該占有施設の所有者が複数いる場合、所有者の名前及び規模については、施設ごとに所有者の数及び規模の合計を記載することによいとする。

・記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

3. 会員制事業者の資本金の額又は出資の総額

資本金の額又は出資の総額	500百万円
--------------	--------

注. 1株50,000円、10,000株発行

4. 主要株主の氏名又は名称

(ふりがな) 氏名又は名称	保有する株式の数又は出資の金額	割合
もんぶかんとりー 文部カントリー株式会社	7,000株	70%
つうさん たろう 通産 太郎	1,800株	18%
つうさんさんぎょう 通産産業株式会社	1,000株	10%

・「主要株主」とは、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則第2条第1項第1号に規定する主要株主をいう。

・記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

・「割合」とは、保有する株式の数又は出資の金額の発行済株式の総数又は出資の総額に対する百分比をいう。

5. 他に行っている事業の種類

- (1) ガソリンステーション
- (2) 損害保険代理業
- (3) 貸事務所業
- (4) 貸家業
- (5) ボウリング場
- (6) テニス場
- (7) ゴルフ・バッテング・テニス練習場

注. 上記のうち(1)及び(2)は現在開業していません。

・日本標準産業分類表細分類により記載すること。

6. 会員契約代行者をして会員契約の締結の代理または媒介を行わせる場合にあっては、その氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社経済産業 代表取締役 経済 一郎 ○○県○○区○○町○番地○○ビル

II. 会員契約に関する事項

1. 指定役務の内容

事 項	内 容
指定役務に係る施設の所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇高原ゴルフ倶楽部
指定役務に係る施設のホール数	36ホール
指定役務に係る施設の敷地面積	1,159,987㎡ (公簿)

注. 利用できるサービス、施設等、
練習場 (24 打席 夜間照明付)
クラブハウス (ロッカー室、浴室、レストラン、宴会場)

・ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第3条第1項第2号イについての記載事項を示すものであって、ゴルフ場において会員が会員契約に基づき利用することができるサービス、施設等について明らかになるよう記載すること。(通達2.(5)③)

・指定役務に係る施設については開設・未開設を問わず全て記載し、未開設のものについては、その範囲が分かるように注記すること。(通達2.(5)③)

・指定役務に係る施設の概要がわかる図(※)を添付すること。
(※) コースの配置図(レイアウト図)であって各ホールの合計距離及び合計パー数が明らかになるものであること。(通達2.(5)③)

・指定役務に係る施設以外の施設を一体の会員契約として役務提供する場合においては、その内容について注記すること。

2. 指定役務に係る施設についての計画の内容

事 項	計 画 の 内 容
施設の開設予定日	該当なし（平成8年12月3日に全ての施設が開設 しています。）
ゴルフ場のホール数	
ゴルフ場の敷地面積	
会員契約に係る施設の うちゴルフ場に附帯し て利用に供される施設	

・「ゴルフ場」には、既に開設されたものは含まれない。開設されていない場合であって、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第4条ただし書の規定による届出に係る施設及び同法附則第3条に規定する施設に限る。

・会員契約に係る施設が全て開設している場合は、記載すべきものがない旨記載すること。
(通達2.(5)④)

3. 会員の数についての計画

会員の種類	契約締結予定数	提供される役務の内容
新規募集	700口	
正会員 第二次募集	500口	当ゴルフ場の休場日を除く全日開場時間内に、当倶楽部の定めに基づき利用できます。
平日会員 第二次募集	200口	当ゴルフ場の休場日、土曜日、日曜日、祝日を除いた日の開場時間内に、当倶楽部の定めに基づき利用できます。
会員権分割による募集	1,000口	
正会員 分割募集	1,000口	当ゴルフ場の休場日を除く全日開場時間内に、当倶楽部の定めに基づき利用できます。

注1. 既存会員

正会員第一次募集 1,000口

平日会員第一次募集 250口

なお、最終募集会員数は3,000口です。

・「会員の種類」については、利用条件に基づく正会員、平日会員、週日会員等の区分や、会員の性格に基づく個人会員、法人会員の区分、また法人会員における具体的利用条件に基づく記名式、無記名式等の区分が想定される。(通達2.(5)⑤)

・「契約締結予定数」については、届出時以後に会員契約を締結する予定の数について記載すること。(通達2.(5)⑤)

・提供される役務の内容が異なるものについて全て記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

・「提供される役務の内容」については、利用日等の利用条件、法人会員にあっては利用可能人数等も記載すること。(通達2.(5)⑤)

注2. 会員権分割による募集について

- 分割対象

正会員第一次募集（1,000口）を対象として、会員権の分割を実施します。

- 分割方法

現在の会員権（正会員第一次募集、預託金額600万円）1口を新会員権（正会員分割募集、預託金額300万円）2口に分割します。

- 新会員権に係る預託金の据置期間

新会員権の預託据置期間は、新預託金証書発行の日から起算して10年間とします。

- その他

新会員権のうち1口は、現在登録されている会員の名義とします。他の新会員権について名義登録をされない場合は、休会員として扱い、年会費は発生しません。会員権の分割に伴い発生する名義登録料は無料です。

4. 契約者がある場合にあっては契約者の数についての計画及びその契約の内容

契約者の種類	契約締結予定数	提供される役務の内容
名誉会員	5口	正会員の場合と同じ
特別会員	15口	正会員の場合と同じ

・「契約者」とは、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則第2条第3項第1号に規定する契約者（※）をいう。

（※）50万円未満の契約金額で指定役務に係る施設を継続的に利用することができる者のことをいい、具体的には契約金額が50万円に満たない平日会員等が該当する。（通達2. (5)⑥）

・提供される役務の内容が異なるものについて全て記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

5. 指定役務に係る施設について、会員及び契約者以外の者に利用させる場合にあっては、その内容

- ・ビジター（会員の同伴又は紹介を受けたビジターを含む）
- ・当社が主催又は共催する競技会（プロゴルファーの競技を含む）の出場者
- ・従業員教育（キャディ教育等）及び従業員の福利厚生のための当社グループ従業員

・一般的には「ビジター」利用のことであり、例えば「ビジターの利用に際しては会員の同伴が必要」等の規定について記載すること。
(通達 2. (5) ⑦)

6. 拠出金の種類及び額

会員の種類	入会金	預託金	その他の金銭	合計
正会員 第二次募集	1,000 千円	3,000 千円	100 千円	4,100 千円
正会員 分割募集	—	3,000 千円	—	3,000 千円
平日会員 第二次募集	500 千円	1,500 千円	50 千円	2,050 千円

注. 「その他の金銭」は入会金に係る消費税です。

・同じ種類の会員であっても、1次募集、2次募集等により拠出金の種類又は額が異なるのであれば、それぞれ記載すること。(通達 2. (5) ⑧)

・記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

・その他の金銭がある場合には、その名称及び額を注記すること。

7. 会員に預託金を支払わせる場合にあつては預託金の額及び据置期間並びに返還を担保する措置の有無等

会員の種類	預託金額(a)	預託金据置期間	契約締結予定数(b)	合計金額(a × b)
正会員 第二次募集	3,000 千円	10 年	500 口	1,500 百万円
平日会員 第二次募集	1,500 千円	10 年	200 口	300 百万円
合 計	—	—	700 口	1,800 百万円
担保措置の有無	(担保措置がある場合、その内容) な し			

- ・ 同じ種類の会員であっても預託金額又は預託金据置期間が異なる場合には、区分して記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

注. 預託金据置期間は、預託金証書発行の日から起算します。

8. 会員契約の変更に関する事項

- ・天災地変、経済情勢の変化その他やむを得ない事由があるときは、理事会の承認を得て預託金の据置期間を延長することがあります。
- ・将来において、天災地変、法令の改廃等、会社の責めによらない事由によって、建物やゴルフコースが損壊した場合は、会員の定数の変更や会員に費用の一部負担を依頼することがあります。

・会員契約の変更に関し、変更の条件・手続き・範囲・効果（当該変更により会員が会員契約を解除することができること等）等についての規定があるときは、その内容について簡潔に記載すること。（通達 2. (5) ⑨）

9. 会員契約の解除に関する事項

- (1) 会員の数についての計画を変更する場合において会員が会員契約を解除することができる旨の定めがあるときは、その内容
- 会員契約を解除することができる旨の規定はありません。

・会員制事業者が「会員の数についての計画等を変更する場合において会員が会員契約を解除することができる旨の定めがあるとき」はその内容について記載すること。（通達 2. (5) ⑩）

- (2) その他会員契約の解除に関する事項（クーリング・オフを含む。）

- ① ゴルフ場等に係る会員契約適正化に関する法律第 5 条第 2 項の書面を受領した日から起算して 8 日を経過する日までの間に書面で会員契約を解除する旨当社に通知することにより、当該会員契約を解除することができます。この場合は、受領した金銭の全額を返済し、違約金を請求しません。
- ② 会員は、退会しようとするときは、退会しようとする日の 1 ヶ月前までに書面をもって理事長へ届け出なければなりません。
- ③ 会員は、次の各号に該当するときは、理事会の決議により除名される場合があります。

・クーリング・オフの規定、規約等に違反した場合の除名及びそれに伴う預託金の返還手続き等の会員契約の解除に関する規定があれば、その内容について記載すること。（通達 2. (5) ⑩）

- ・会則その他諸規則に違反したとき。
- ・倶楽部の名誉を毀損し、または秩序、エチケットを乱す行為があったとき。
- ・年会費等の支払を忘れて6ヶ月以上経過したとき。
- ・集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者と認められるとき。

④ 会員は、次の各号に該当するときは、会員資格を喪失します。

- ・会員資格の譲渡
- ・死亡又は法人会員たる法人の解散
- ・退会又は除名

10. 損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容
プレー日の3日前の正午以降に予約をキャンセルされた場合は、1組につき
3,000円のキャンセル料をいただきます。

・キャンセル料の定めがある場合は、その内容について記載すること。

11. 会員契約に基づく会員の債権に関する事項

区分	有無	具体的内容
譲渡に関する定め	有	<p>会員は理事会の承認を得て会員の債権を譲渡することができます。</p> <p>譲渡を受けようとする者は、理事会の承認を得た後、当ゴルフ場の定めた名義書換料を当ゴルフ場に支払わなければなりません。名義書換料の額は附属規定において定めます。</p>
相続に関する定め	有	<p>会員が死亡した場合、その相続人の一人は、理事会の承認を得て会員としての債権を相続することができます。</p> <p>相続を受けようとする者は、理事会の承認を得た後、当ゴルフ場の定めた名義書換料を当ゴルフ場に支払わなければなりません。名義書換料の額は附属規定において定めます。</p>
譲渡に関するあつせん	無	

- ・譲渡又は相続の手続を行うにあたって、会員が会員制事業者に対し金銭を支払う旨の定めがあるときは、その内容について併せて記載すること。

12. 指定役務の提供を制限する定めがあるときはその内容

- (1) 会員は、次の各号に該当するときは、理事会の決議により一定期間会員資格を停止される場合があります。
- ・会則その他諸規則に違反したとき。
 - ・倶楽部の名誉を毀損し、または秩序、エチケットを乱す行為があったとき。
 - ・年会費等の支払を怠って6ヶ月以上経過したとき。
 - ・公序良俗に反する行為をなす恐れがあるとき。
 - ・その他の理由により当ゴルフ場を利用されることが好ましくない行為があったとき。
 - ・当ゴルフ場ならびに当ゴルフ場従業員に対して好ましくない事由があるとき。
 - ・技術未熟またはマナーに欠け、他の利用者に著しく迷惑をおよぼしたとき。
 - ・その他利用約款に違反したとき。
- (2) 当社は、次の各号に該当するときは、施設の利用を制限することがあります。
- ・満員でスタート時間に余裕がないとき。
 - ・降雪・雷・台風・霧・地震・火山活動・戦争等の天災・天候その他やむを得ない事情によりゴルフ場を閉鎖するとき。
 - ・当社の主催あるいは共催する競技会を行うとき。なお、練習日・コース整備日も含みます。
 - ・施設の修復・改善・改築等を行うとき。

・会員契約に係る指定役務の提供を制限する場合についての規定があれば、その内容について記載すること。例えば、休業日等によりゴルフ場をクローズする場合、規約等に違反した場合の一時的な利用停止の規定がある場合等が想定される。(通達2.(5)⑪)